陳情第132			2 号	受理年月日	平成27年12月14日
付言	任委員	会	保健病院委員会		
陳	情	者	門司区上藤松二丁目 11-1 軸丸 智裕		
件		名	日本国	国民の生存権保	障改革について
亜					

国や国民は、現行法令に従い成人になるまでに適切に大人になるため の教育を施さなければならない。また、国は、時代の変化に伴い、現行 法令に従って国民の生活支援や職業訓練を行わなければならない。更に、 憲法第25条において、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を 営む権利を有すると定めている。

日本国内において、健康で文化的な最低限度の生活の保障とは、五体 満足で、かつ、何者にも精神を干渉されず、自主・自立して生きており、 衣類、食糧、住居に問題がない状態で、多少の趣味ができることをいう ものと判断できるが、これより少ない権利でよいとする見解も日本国内 に存在する。生活保護法によるべきか、最低賃金×就労日数×8時間に よるべきか、それ以外の価値観なのかは、実質不明瞭な点がある。

ついては、次のとおり措置していただきたい。

- 憲法第25条の定める生存権が具体的にどういう基準であるのかを明 確にすること。
- 上記1を踏まえた上で、国に対し、生活保護の現行制度に問題があ るのかどうか審議し結論を出すよう求めること。
- 上記1と2の結論を比較検討し、次の内容について国に意見書を提 出すること。
 - (1)満18歳以上の日本国民の成人に対し、国は、生活保障として月 10万円を無利子・無担保・無期限で貸出する義務を負う。ただし、 月の所得が15万円を超えるときにはその限りではない。

(2)上記(1)の金員は、15万円以上の所得が発生したときより、
その超えた分から一定額以上ずつ返済すればよい。
(3)国民は、確定申告をする義務を負う。
(4)前述の内容が成立した時点で、従来の生活保護の仕組みは廃止
する。ただし、従来の制度の医療扶助、教育扶助、介護扶助、住
宅扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、児童手当は、適切に充
実するよう見直す。